

附 則
この規程は、平成15年1月1日から施行する。

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成14年12月25日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第56号

熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の初任給調整手当に関する規則（昭和36年熊本県人事委員会規則第20号）
の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表 (第6条関係)

職員の区分 期間の区分	職員の区分		職員の区分 期間の区分	職員の区分	
	1項職員	2項職員		1項職員	2項職員
	円	円		円	円
1年未満	272,300	50,800	18年以上19年未満	260,300	29,400
1年以上2年未満	272,300	50,800	19年以上20年未満	256,300	28,000
2年以上3年未満	272,300	50,800	20年以上21年未満	252,300	26,600
3年以上4年未満	272,300	50,800	21年以上22年未満	242,100	26,000
4年以上5年未満	272,300	50,800	22年以上23年未満	231,800	25,300
5年以上6年未満	272,300	50,800	23年以上24年未満	221,800	24,400
6年以上7年未満	272,300	49,000	24年以上25年未満	211,500	23,600
7年以上8年未満	272,300	47,200	25年以上26年未満	201,300	23,000
8年以上9年未満	272,300	45,400	26年以上27年未満	187,400	22,300
9年以上10年未満	272,300	43,600	27年以上28年未満	173,700	21,700
10年以上11年未満	272,300	41,800	28年以上29年未満	160,000	21,000
11年以上12年未満	272,300	40,000	29年以上30年未満	146,100	20,600
12年以上13年未満	272,300	38,200	30年以上31年未満	130,900	20,200
13年以上14年未満	272,300	36,400	31年以上32年未満	115,600	19,400
14年以上15年未満	272,300	35,000	32年以上33年未満	100,600	18,600
15年以上16年未満	272,300	33,600	33年以上34年未満	75,600	17,700
16年以上17年未満	268,300	32,200	34年以上35年未満	52,500	16,900
17年以上18年未満	264,300	30,800			

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員をいう。